

障害児保育巡回職員巡回指導実施要領

1 目的

この要領は、障害児保育等の円滑な運営及び向上を図るため、障害児保育を実施する保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）を巡回する職員（以下「巡回職員」という）の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 巡回職員

保育士資格を有し保育所等における障害児保育等に豊かな知識や経験を持つ者とする。

3 業務内容

- (1) 保育所等を巡回し、障害児等の保育経過観察を行い、所（園）長・保育士等に対し必要助言、指導等を行う。
- (2) 巡回後、障害児保育巡回記録（別紙1）に記載し、幼保指導課長に提出するものとする。
- (3) 障害の程度や介助度に応じた職員の適正配置を検討する。
- (4) 巡回は、年度前期（4～9月）・後期（10月～2月）に実施し、その他必要に応じて随時実施するものとする。

4 補則

職員の配置については、幼保指導課長が決定する。

附則

この要領は平成15年4月1日より実施する。

附則

この要領は平成22年4月1日より実施する。

附則

この要領は平成24年4月1日より実施とする。

附則

この要領は平成27年4月1日より実施とする。

附則

この要領は平成28年4月1日より実施とする。

附則

この要領は令和5年4月1日より実施とする。